

ナイジェリアの外国為替レート

(2024年3月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ラゴス事務所

ビジネス展開課

【報告書の利用についての注意・免責事項】

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ラゴス事務所が現地法律事務所 ENI Professional Services に作成委託し、2024 年 1 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび ENI Professional Services は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび ENI Professional Services が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課
E-mail：SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・ラゴス事務所
E-mail：NLA@jetro.go.jp

JETRO

目次

ナイジェリアの外国為替事情	1
1 ナイジェリアの現状と概要	1
2 ナイジェリアの外国為替レート正常化に向けた CBN の介入.....	2
3 ナイジェリアにおける適用為替レートとその理由.....	3
4 CBN のドル化政策とその実施	5
5 2023 年 7 月 14 日に CBN が為替レートを統一する理由	6
6 一部の取引（港湾局など）に特定のレートが適用される理由.....	7
7 追加説明.....	7

ナイジェリアの外国為替レート

ナイジェリアの外国為替事情

1. ナイジェリアの現状と概要

外国為替とは、ある国の通貨を特定のレートでほかの国に交換することである。どの国にも自国の通貨があり、その通貨でビジネスが行われている。例えば、ナイジェリアではナイラが法定通貨（自国通貨）であり、国内での金銭取引はすべてナイラ建てで行われる。

各国が互いにビジネスを行うためには、ある国の通貨を別の国の通貨に交換する必要がある。このため、外国為替（外為）と、適用される為替レートが生じる。

ナイジェリア中央銀行（以下、CBN）は、ナイジェリアの外国為替相場を規制する責任を負っている。この責任を果たすため、CBNは過去に為替相場の安定を目的とした無数の政策を打ち出してきた。政策が誤っていたとはいえないが、ナイジェリアの為替相場の安定化は、CBNにとって依然として難題である。

近年、ナイジェリア経済は不安定な為替レートに直面しており、自国通貨が無力になりつつあるようである。ナイジェリアに進出している外資系企業の大半は深刻な為替差損と利益の減少に苦しんでおり、ナイジェリアにおける事業を閉鎖する企業も出てきている。ナイジェリアの外国為替レートの予測不可能性は憂慮すべきである。

一部の専門家は、為替相場の安定に向けた短期的措置として、外国為替供給不足を回復するために外国為替建て融資を受けることを検討するよう連邦政府に助言している。連邦政府がこの助言を考慮するかどうかは不明である。しかし、政府筋の推測では為替レートは低下し、正常化するとのことである。この考え方の根拠はまだ公開されていない。本書は、2024年1月時点で認識するナイジェリアの外国為替レートについて概説する。

2. ナイジェリアの外国為替レート正常化に向けた CBN の介入

2.1 2015 年 4 月 17 日付 ナイジェリア経済の通貨代替とドル化に関する通達 BSD/DIR/GEN/LAB/08/013

CBN は上記の通達を通じ、ナイジェリアにおける商取引の唯一の法定通貨をナイラとする 2007 年ナイジェリア中央銀行（設立）法第 15 条と、ナイジェリアにおける支払手段としてナイラの受け入れを拒否することを事業者の違反とする CBN 法第 20 条第 5 項について、一般市民の注意を喚起した。逆に、CBN の通達はサービスや製品が支払期日に固定為替レートで支払われる合意を妨げるものではない。

この通達は、ナイジェリア経済の通貨代替とドル化に警鐘を鳴らすもので、現地での取引の価格設定、デノミネーション、外貨での支払い／受け取りを禁止するものである。

2.2 2017 年 4 月 21 日付 FMD/DIR.CIR/GEN/08007 投資家・輸出業者外為窓口開設に関する通達

CBN は外国為替市場の流動性を向上させ、適格外貨取引の適時決済を確保するため、「投資家・輸出業者外為窓口（I&E Window）」と呼ばれる投資家、輸出業者、エンドユーザーのための特別な窓口を設置した。

2.2.1 この窓口から外国為替にアクセスできる取引には以下が含まれる。

- a) CBN 外国為替マニュアルの覚書 15 に詳述されている、ローン返済、ローン利息支払い、配当金/所得送金、資本本国送金、管理サービス料、ソフトウェア利用料、技術移転契約、個人宅への送金、その他雑多な支払いなどの目に見えない取引（国際航空券の売上送金を除く）。
- b) 回収請求書
- c) その他の貿易関連の支払義務（顧客の都合による）。

2.2.2 参加者：この窓口で取引される外国為替は、ポートフォリオ投資家、輸出業者、公認業者、その他ナイラに両替する外貨を持つ関係者から調達される。CBN はまた、流動性と専門的な市場行動を促進するための窓口における市場参加者となる。

2.2.3 窓口における為替レート窓口取引における為替レートは、公認業者とその取引相手との間で合意されたもの（すなわち、買い手と売り手の意思に基づくもの）とする。

非常に良い政策ではあったが、市場の需要に比して外為の供給が不足していたため、不満もあった。

2.3 TED/FEM/FPC/GEN/01/005 通達：2020年8月24日付 フォーム M、信用状およびその他の支払方法の仕向地支払いについて

上記の CBN 通達は、公認業者に対し買い付け会社/代理店やその他の第三者を経由して支払いが行われるフォーム M の開設を控えるよう指示しているが、これは外国為替資源の賢明な利用を確保し、最終的にナイジェリアの最終消費者に転嫁される過剰請求、移転価格、二重手数料、その他の回避可能なコストの発生を排除することを目的としている。すべての公認業者は、信用状、取立手形、および製品・サービスの最終供給者に有利なその他の支払形態のためのフォーム M のみを開設することが義務付けられている。

また、仕向け地支払いの実施を支援するため、CBN は国内に輸入される商品やサービスの過剰な価格設定や、あるいは誤った価格設定を防止するための商品価格検証メカニズムを導入する予定である。すべての公認業者は、フォーム M が承認される前に、このメカニズムを用いて見積価格を検証しなければならない。

3. ナイジェリアにおける適用為替レートとその理由

ナイジェリアはそれ以来、複数の為替レートという課題に直面している。現地通貨を外貨に交換する際には異なる為替レートが使用される。この慣行には、経済の歪み、投機活動、不確実性、投資家の為替制度への信頼の欠如といった課題がある。人々は外国為替を経済活動に活用するより外国為替の売買で利益を得ることを好むため、海外からの直接投資が抑制される。ナイジェリアで適用される為替レートには以下のものがある。

3.1 公定レート：

公定レートは通常 CBN によって固定されており、通常並行為替レートよりも低い。この税率は、投資家、承認された商品およびサービスの輸出入業者に適用される。通常、承認された公定レート使用者の需要を満たすには、外為の供給が不十分である。そのため、利用者は急な為替ニーズを満たすため、ほとんどの場合、より高い為替レートで並行市場に頼っている。

3.2 並行為替市場レート：

並行外国為替市場は、公的市場の窓口を補完し、公的市場の窓口以外での外国為替需要を満たす手段を提供する。為替レートは通常、需要と供給の力によって固定される。並行市場のレートは通常、供給を上回る需要圧力があるため、非常に不安定である。

3.3 NAFEX (Nigerian Autonomous Foreign Exchange) レート：

これはナイジェリア自治政府の外国為替レートであり、自律的な外国為替市場で適用される。自律的な外国為替市場には、インターバンク市場、輸出入窓口、その他の承認された外国為替取引の参加者が含まれる。NAFEX レートは、FMDQ が、固定時点の市場を反映するように設計された独立した透明性の高いベンチマークを用いて固定する。金利決定方法は、国内規制の要件と、証券監督者国際機構 (IOSCO) の「金融ベンチマークのための原則」のガバナンス、手法の質、説明責任メカニズムに関する要件を満たしている。CBN は NAFEX レートを公定レートとして採用している。

3.4 Secondary Market Intervention Sales (SMS) レート：

CBN は時に、レートを安定させるために外為市場に資金介入する。CBN によるこのような外国為替注入へのアクセスは、通常、NAFEM で収益を売却する輸出業者に制限されている。

3.5 Bureau De Change (公認両替商、BDC) レート：

公認両替商は CBN の認可を受けたリテール外為業者で、個人旅費 (PTA)、出張旅費 (BTA)、医療費、学費などのニーズに応えるために設立された。外為の主な調達先は CBN であり、CBN 以外からも調達するようになった。BDC のレートは CBN によって与えられた外国為替売買のスプレッドを反映したものとされている。例えば、2023 年 8 月 17 日付の CBN 通達 (TED/FEM/PUB/FBC/001/007) によると、「BDC オペレーターによる売買のスプレッドは、前日のナイジェリア外国為替市場窓口加重平均レートの -2.5% から +2.5% の許容範囲内であればならない」となっている。しかし BDC は、競争が激化する外為市場を利用して、通常は NAFEX レートよりも高いレートを設定している。

3.6 ブラックマーケットレート：

ブラックマーケットレートとは、ナイジェリアにおける外為取引の非公式市場のことである。それは Aboki Forex と呼ばれている。ナイジェリアでは、外為の規制と配分に非市場を反映する手段を用いた結果、闇市場が生まれた。現在、外為の供給不足と外為需要の圧力により、NAFEX レートと闇市場レートの差は拡大を続けている。

並行為替市場レート、BDC レート、ブラックマーケットレートは同じものとみなされている。これらは、需要と供給の力によって大きく左右される独立した外国為替市場レートである。

貿易および投資において、法人が公定レート（I&E ウィンドウレート）とその他のレート（銀行レートまたは BDC レート）の使い方について、前述のとおり、公定レート（I&E ウィンドウレート）は、投資家、承認された財・サービスの輸出入業者に使用される。しかし、I&E ウィンドウを通じて外国為替を調達するプロセスは厳格で時間がかかる。I&E ウィンドウでの需要増に対応するための外国為替供給が不十分なため、何日も行列を作らなければならないこともある。

一方、自律／並行市場（BDC）を通じて外国為替を調達するのは、レートが高いことを除けば、より迅速で簡単である。従って、緊急に外国為替が必要な企業は、コストが許容範囲内であれば、並行市場を利用することができる。

4. CBN のドル化政策とその実施

ドル化とは、その国の現地通貨を米ドルに置き換えて現地で取引することを意味する。つまり、外貨（USD）での現地取引の価格設定、デノミネーション、支払い、受け取りである。

2007 年 CBN 法第 15 条では、「ナイジェリアの通貨単位はナイラとし、これを 100 コボに分割する」と定められている。

第 20 条 1 項ではさらに「CBN が発行する紙幣は、ナイジェリアにおいて、いかなる金額の支払いにも額面どおりの法定通貨とする」と定められている。

第 20 条(5)では以下のように規定されている。「支払手段としてナイラを受領することを拒否した者は、犯罪として有罪となり、有罪判決により 5 万ナイラの罰金または 6 カ月の禁固刑に処せられる。ただし、CBN は、ナイジェリアにおいてほかの通貨を交換媒体として使用できる状況および条件を規定する権限を有するものとする」

ナイジェリア経済の通貨代替とドル化に関する 2015 年 4 月 17 日付の BSD/DIR/GEN/LAB/08/013 を参照した CBN の通達は、2017 年 CBN 法の上記規定に違反するとの見解を強調し、過ちを犯した国民にその結果を思い起こさせる。

ナイジェリアで営業している預金取扱銀行に対し、顧客の代わりに国内取引の支払いのために外貨を収集すること、およびナイジェリア国内で発生・完了する手数料、料金、ライセンス

など、目に見える・見えない取引の支払いのために顧客の国内口座を使用することを控えるよう勧告した。

また外国人もホテルを含む公認ディーラーの店舗で外貨の支払いや現地通貨への両替にカードを使用することが奨励されている。

なお、上記は将来における商品およびサービスの支払いにおける換算レートの固定を制限するものではない。また、反ドル化政策は石油・ガス産業、海運、航空、自由貿易地域の事業者、一部の政府機関には適用されない。

CBN の通貨代替とドル化政策は、家賃や学費など現地での契約のほとんどが米ドルで支払われていることから、国民から反感を買っている。このような契約の有効性は議論の対象となっている。加えて、税法は取引通貨での納税を規定しているため、ナイラ以外の通貨での現地契約の価格設定と支払いを想定していたともいえる。

上記のことはともかく、関連する罰則を避けるためには、有効な法律（CBN 法）を遵守するための正当な手続きを踏むことがすべての人にとって不可欠である。

5. 2023 年 7 月 14 日に CBN が為替レートを統一する理由

冒頭で述べたように、ナイジェリアではさまざまな取引に適用される為替レートが複数存在する。これは CBN が外国為替市場を規制する際の大きな課題である。参加者は裁定取引や投機活動などさまざまな利害関係によって動機づけられ、経済に漏れを生じさせているためである。

為替レートの統一とは、複数のレートを政府の介入以外の需要と供給の力によって決定される単一のレートに収束させることを意味する。これは為替レートの変動に似ている。

ナイジェリアの為替レートを統一することで、CBN は複数のレートに埋め込まれた歪みを取り除くことを目指している。裁定取引と投機活動の問題は、利用可能な外国為替を経済活動に効率的に配分する道を開くことになる。単一の為替レートにより、外国人投資家の信頼を獲得し、外国為替市場の透明性を提供することができる。また、ナイラの価値は予測可能であり、輸出入、投資、外貨取引に関する十分な情報に基づいた意思決定に利用できる。

為替レートの統一は、外国為替市場への政府の干渉を排除し、国際的なベストプラクティスに合わせることに由来する。需要と供給により決定されるレートは、効果的な予算編成に必要な経済のファンダメンタルズを反映する。

6. 一部の取引（港湾局など）に特定のレートが適用される理由

通常、公定為替レートは国内でのすべての適格な取引に適用されることになっている。しかし、税関やその他の規制業務における外国為替レートの適用には不規則性があり、統一性がないため、政府は1日あたりのレートを固定することを決定した。例えば、輸出入取引に適用される外国為替レートは、それぞれ船荷証券およびフォーム M の発行日時点のレートとされている。しかし、為替レートが恣意的に適用され、そのプロセスが乱用された。

7. 補足説明

7.1. NAFEX、NAFEM、I&E 窓口のレートの違い、および NAFEX と NAFEM の完全な意味について

NAFEX はナイジェリア自治外国為替（Nigerian Autonomous Foreign Exchange）であり（1.3.3. の報告書に記載）、NAFEM はナイジェリア自治外国為替市場（Nigerian Autonomous Foreign Exchange Market）である。同様に、I&E Window は Import and Export foreign exchange Window である。

2023 年 6 月 14 日の CBN プレスリリース「Operational Changes to Foreign Exchange Market」によると、NAFEX、NAFEM、I&E Window に違いはない。同プレスリリースによると、公表日より、I&E 外国為替窓口への言及はすべて、ナイジェリア自治外国為替市場（NAFEM）に置き換えられる。この変更は、正式な外国為替市場の呼称を、ナイジェリア外国為替市場を自治外国為替市場（Autonomous Foreign Exchange Market）と明記した

外国為替（監視および雑則）法の規定に合わせることを目的としている。

つまり、ナイジェリアにおける公式な外国為替取引の窓口（外国為替市場）は一つしかなく、それは NAFEM である。

7.2. CBN が為替レートの統一に介入した年月日

CBN によるナイジェリアの外国為替レートの統一またはハーモナイゼーションは、CBN のプレスリリースを通じて 2023 年 6 月 14 日に発効した。

7.3. 外国為替報告書における、「金融市場の価格透明性」に関する 2024 年 1 月 29 日付の CBN 通達

CBN は通達を通じて、外国為替市場におけるすべての公認ディーラーに対し、I&E Window におけるすべての適格取引について、価格を透明性のある方法で提示・表示することを求める「Willing Buyer, Willing Seller」モデルの導入を喚起した。従って、FX 市場のすべての公認ディーラーは、金融市場で成立した取引に関する不正確で誤解を招くような情報を報告しないよう勧告される。同サーキュラーでは、金融市場で成立した取引に関する取引レートの報告不足や不正確な情報の事例が観察された。

CBN は、意図的に情報を操作し、価格に歪みを生じさせた者が適切に罰せられるよう、FX 市場における業務を注意深く監視している。

7.4. FMDQ が 2024 年 1 月 26 日付で発表した「FMDQ 外国為替市場レート価格決定方法の改訂」に関する通達

FMDQ の市場通知は、FMDQ の商品、市場の問題、運営手順の修正などに関する情報を提供するために使用される。2024 年 1 月 26 日付の FMDQ 通達（FMDQX/FCG/260124/MN-44 on Revisions to the FMDQ Foreign Exchange Market Rates Pricing Methodologies）は、以下の変更をディーリングメンバーに通知した。

- a) この市場通知(MN-44)は、FX 価格決定方法に関する全ての市場通知に抵触する限りにおいて優先する。
- b) NAFEM スポット取引開始レートの公表は、追って通知があるまで停止する。
- c) ディーリングメンバー（銀行）は、FMDQ 指定の FX 取引システムにおいて、取引時間中に FX 市場取引を正確かつ迅速に執行し、報告するよう強く要請される。

なお、上記通知以降、FMDQ からその他の市場通知は発出されておられません。FMDQ は、為替相場に影響を与える意思決定を行うにあたり、ディーリングメンバーによる FX 市場取引の報告を信頼することが重要である。